

# 教育課題連絡会議

## (7) 特別支援教育の充実

お手元に御準備ください。

- ◆スライド資料
- ◆R7「下北の教育」(案)

1

## ★令和6年度の力点 (特に力点を置いて取り組んでいただきたい実践事項)

### 1 校内支援体制の充実

★個別の指導計画等を用いながら指導・支援の方策を具体化したり、評価したりするなどして、全教職員による校内委員会の機能を強化させる。(通常の学級を含める)



- 特別支援学級に在籍する児童生徒の個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率は100%である。
- 管内小・中学校における校内委員会の設置率は100%である。
- 校内外の研修において、特別支援教育について理解を深めようとしている。

今後は、全教職員による校内委員会の機能の強化がポイント

2

## 令和7年度の実践事項 変更点について 柱1

### 1 校内支援体制の充実

・校長のリーダーシップの下、学校全体で行う支援体制を整備し、特別支援教育コーディネーターを中心に校内、関係機関、保護者及び校種間の連携を密にした計画的・継続的な支援を行う。

★校内委員会等を設置し、個別の指導計画等を用いながら指導・支援の方策を具体化したり、評価したりするなどして、全校的な教育支援体制の充実を図る。(通常の学級を含める)

・特別支援学級に在籍したり通級による指導を受けたりしている児童生徒については、学級の実態や児童生徒の障がいの状態等に応じて、適切に教育課程を編成する。

**障がいの状態等**…障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等

出典：学習指導要領解説 総則編 小学校・中学校 (文部科学省)

・外部専門家との連携、特別支援教育巡回相談員や特別支援学校のセンター的機能の活用などによる専門的な助言等を教職員間で共有し、実践する。

**外部専門家**…専門の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理学の専門家等、各分野の専門家のこと (SC、SSW、特別支援教育を専門とする大学教授等も含む)

出典：R6 特別支援学級等の調査 よくある質問 (青森県教育委員会)

3

## 令和7年度の実践事項 変更点について 柱2

### 2 個別の教育支援計画の作成と活用による関係機関と連携した支援の充実

・幼児期から学校卒業後までの長期的な視点で、一貫した適切な支援を行うための個別の教育支援計画を作成し、効果的に活用する。

追記

- ①児童生徒の状況 (障がいや発達の状況等)、取り巻く環境、本人及び保護者の希望などについて、本人、保護者、関係機関と連携して把握する。
- ②保護者の意見を十分に踏まえ、本人及び保護者と合理的配慮の具体的内容について合意形成を図る。
- ③評価の時期 (1～3年を目安に) を適切に定め、評価日までに達成可能な長期目標を設定する。
- ④医療、福祉、保健、労働等の関係機関の専門性を確認し、支援内容及び役割を明確にする。
- ⑤支援の目標、内容、合理的配慮等について確実に評価することで、計画の見直しを図りながら一貫した支援を行う。
- ⑥計画の内容については、個別の指導計画作成に生かすとともに、就学や進学、転入学の際に、学校相互間や関係機関との引継ぎ等で活用する。

出典：H30.3 青森県教育支援ファイル (「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」) 作成の手引き 改訂版 (青森県教育委員会)

4

### 3 個別の指導計画の作成と活用による指導の充実

- ・個々の障がいの状態、学習の習得状況、生活年齢等の児童生徒の実態に基づき、指導目標、指導内容、指導方法を明確にした個別の指導計画を作成し、効果的に活用する。
  - ①目標を達成できたかどうかを客観的に評価できる表現で短期目標を設定する。
  - ②各教科等において、計画に基づいて行われた学習の状況や結果を適切に評価し、児童生徒の変容を記録に残す。
  - ③自立活動において、児童生徒の実態に基づき指導内容を設定し、学習活動及び児童生徒の変容を記録に残す。
  - ④短期目標に対する到達度及び教師の指導・支援の手立てについて、校内委員会等において定期的に評価し、教職員間で共有するとともに、指導の改善に生かす。
  - ⑤就学や進学、転入学の際に、学校相互間の引継ぎ等で活用する。

出典：H30.3 青森県教育支援ファイル（「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」）作成の手引き 改訂版（青森県教育委員会）

### 4 交流及び共同学習による相互理解の促進

- ・通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習は、児童生徒の教育的ニーズを十分把握した上で、双方にとって効果的な学習活動を設定し、組織的、計画的、継続的に実施する。
- ・居住地校交流における交流及び共同学習は、双方の学校が十分に連絡を取り合い、各学校の実態と個々の障がいの状態等に応じた配慮を行うなどして、組織的、計画的、継続的に実施する。



出典：H30.3 交流及び共同学習ガイド（文部科学省）  
H29.3 交流及び共同学習（居住地校交流）の手引ー障害のある子どもが地域で学び育つためにー（青森県教育委員会）



【参考】  
交流及び共同学習の理解啓発リーフレット（青森県教育委員会）

## ★令和7年度の力点（特に力点を置いて取り組んでいただきたい実践事項）

### 1 校内支援体制の充実

★校内委員会等を設置し、個別の指導計画等を用いながら指導・支援の方策を具体化したり、評価したりするなどして、全校的な教育支援体制の充実を図る。（通常の学級を含める）

**校内委員会等の役割**

- 児童生徒の障がいによる学習上又は生活上の困難の状態及び教育的ニーズの把握
- 教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対する支援内容の検討（個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成、活用及び合理的配慮の提供を含む）
- 教育上特別の支援を必要とする児童等の状態や支援内容の評価
- 専門家等の助言を求めるかの判断
- 特別支援教育に関する校内研修計画の企画・立案
- 教育上特別の支援を必要とする児童生徒の早期発見のための仕組みづくり
- 必要に応じて、教育上特別の支援を要する児童生徒の具体的な支援内容を検討するためのケース会議の開催 など

出典：H29.3 発達障害を含む幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン（文部科学省）

## 校内委員会等の運営について

校長は、校内委員会を設置し、開催に当たっての手順（定期的に開催する、特別支援教育コーディネーターが必要と判断した場合に開催する等）を明確にした上で、全校的な教育支援を確立することが重要です。

**保護者との協働**

- 教員と保護者との信頼関係が重要（保護者が学級担任や特別支援教育コーディネーターに不安や気になることを率直に相談できる）
- 学級担任と保護者の日常的な情報交換による学校と家庭での情報共有
- 学校の様子を具体的に見てもらふ機会の設定 など

特別支援教育の対象となる児童生徒や保護者、周囲の児童生徒や保護者等に対しても、特別支援教育についての正しい理解及び学校内での教育支援体制を広めていくことが重要です。

**学校内での教育支援体制についての周知**

- 保護者へ……学校だより、参観日等
- 地域へ……学校運営協議会、学校評議会等
- 児童生徒へ…全校朝会、学年集会等

**あらゆる機会を捉えて理解を深められるようにする**

出典：H29.3 発達障害を含む幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン（文部科学省）

## 自校の取組について（チェックポイント）

### 学校・校内委員会として

- 校内委員会の役割を明確にし、実施計画を作成している。
- 保護者や学級担任の気付きを踏まえ、児童生徒の実態を把握している。
- 児童生徒の実態に応じた具体的な指導方法を検討している。
- 特別支援学校等の教育機関、医療や福祉等の関係機関からの情報を収集している。
- 青森県教育支援ファイル（個別の教育支援計画、個別の指導計画）を作成する学級担任を支援している。
- 青森県教育支援ファイル（個別の教育支援計画、個別の指導計画）の評価を共有している。
- 教員を対象とした特別支援教育に関する研修会を実施している。
- 家庭や地域の方に向けて特別支援教育に関する理解啓発を図っている。
- 特別支援教育コーディネーターを校務分掌に位置付け、保護者に周知している。
- 転入学や卒業時、個別の教育支援計画等の指導・支援に係る資料を引き継ぐ体制が整備されている。

自校の現状を的確に捉え、今後の校内支援体制の整備・充実を図る

出典：特別な教育的ニーズのある児童生徒を支援するために（青森県教育委員会ホームページ掲載）

9

## 全校的な教育支援体制の充実のために

### 青森県教育委員会HPに 「青森県特別支援教育情報サイト」 を開設しました。

- 青森県教育支援ファイルの様式をダウンロードできる！
- 特別支援教育巡回相談員の派遣要請書をダウンロードできる！
- 特別支援教育の研修会や講演会の情報を得ることができる！

その他、特別支援に関する情報を掲載しています。



青森県特別支援教育情報サイト

検索

10